

# 令和6年3月市議会定例会議

## 総務常任委員会資料

(議案第25号)

福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件 P 2

【人事課】

(議案第16号)

令和5年度福島市一般会計補正予算中、総務部所管分 P 3

【総務課】

総 務 部

(議案第25号)

福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

### 1 条例改正の趣旨

国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該法律の条項を引用する「福島市職員の退職手当に関する条例」に影響が生じるため所要の改正を行うもの。

### 2 条例改正の概要

福島市職員の退職手当条例の附則第24項で引用している国立大学法人法第35条が、法改正により35条の2となるため、条文を改める。

#### ○「福島市職員の退職手当に関する条例」附則第24項

旧国立大学等の職員から市職員となり、その後に国立大学法人等に復帰する場合において、市職員の勤続期間が国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されるときは、退職手当を支給しない。

### 3 条例の施行予定日

令和6年4月1日から施行する（国立大学法人法第35条を改正する施行日と同じ）

(議案第16号)

## 令和5年度 福島市一般会計補正予算 (第11号)

### 【歳出】

款	項	目	説明	補正額	財源内訳			
					国県 支出金	地方債	その他	一般 財源
2	1	1	指定管理者制度管理費 (指定管理施設の光熱費の 増加に対する一部補助)	21,000 千円	-	-	-	21,000

### 1 補正予算の趣旨

エネルギー価格高騰に伴う指定管理施設の光熱費負担の増加について、指定管理施設の安定的な運営を図るため、指定管理者に対し補助金を交付するもの。

### 2 対象経費

エネルギー価格高騰に伴い増加した令和5年度分の光熱費（電気・ガス代）

### 3 補助金額算出の考え方と算出方法

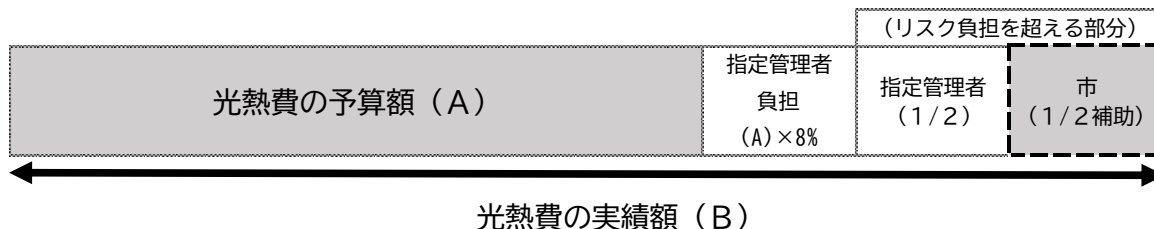
#### (1) 市と指定管理者のリスク分担と補助の考え方

市と指定管理者との協定において、物価変動に伴う施設管理経費の増減については、指定管理者がリスクを負担すると定めているが、エネルギー価格の高騰が施設管理に深刻な影響を与えていることから、指定管理者が指定管理施設を安定的に運営できるよう補助金を交付するもの。

#### (2) 補助金額の算出方法 ※令和4年度分の補助金額算出方法と同様

過去に指定管理者が負担してきたリスクと同程度（8%増）までは、指定管理者の負担分とし、それを超える部分について市が1/2を補助する。

$$\begin{array}{l} \text{令和5年度の光熱費の予算額 (A)} \\ \text{令和5年度の光熱費の実績額 (B)} \end{array} \quad \text{補助金額} = \frac{(B-A) - (A \times 0.08)}{2}$$



### 4 支援を見込んでいる施設

令和5年度分の光熱費の実績見込みをふまえ、以下の施設の施設の指定管理者への支援を想定。  
飯坂温泉観光会館（パルセ飯坂）、こむこむ館、国体記念体育館（福島トヨタクラウンアリーナ）  
など 全36施設（指定管理者：17事業所・団体）